

## 賛助会員規則

### (総則)

第1条 この規則は、一般財団法人カーボンフロンティア機構（以下「当財団」という。）定款第59条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員は、特号会員、1号会員、2号会員及び3号会員及び個人会員（一般会員・学生会員）からなる。

- 2 特号会員、1号会員及び2号会員は、別に定める出捐金を拠出する。
- 3 海外法人与互恵のため相互会員となる場合は、互いの会費、出捐金は無償とする。

### (賛助会費)

第3条 賛助会員は、賛助会費を毎年度4月末日までに納入するものとする。

- 2 賛助会費の一事業年度における額は、別に定めるものとする。
- 3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

### (入退会)

第4条 賛助会員として入会しようとする場合は、当財団に入会を申し入れ、会長の承諾を受けなければならない。

- 2 賛助会員で退会しようとする場合は、当財団に退会届を提出するものとする。

### (会員の特典)

第5条 特号会員は、当財団の事業運営に参画し、優先的に当財団の事業活動に参加するとともに、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

- 2 1号会員は、優先的に当財団の事業活動に参加し、かつ、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 3 2号会員は、当財団の事業活動に参加し、かつ、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 4 3号会員は、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 5 個人会員は、当財団から情報の提供等の便益を受けることができる。

### (事業報告)

第6条 賛助会員は、当財団から毎事業年度、事業の概要についての報告を受けることができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規則は、平成2年10月16日から適用する。
- 2 この改正規則は、平成9年7月1日から適用する。
- 3 平成10年4月1日 一部改定
- 4 平成11年4月1日 一部改定
- 5 平成12年4月1日 一部改定
- 6 平成13年4月1日 一部改定
- 7 平成14年4月1日 一部改定
- 8 平成15年4月1日 一部改定
- 9 平成17年4月1日 一部改定
- 10 財団法人石炭利用総合センターに納められた出捐金は、財団の出捐金として取り扱うものとする。
- 11 平成23年12月1日 一部改定
- 12 平成29年7月1日 一部改定
- 13 令和3年4月1日 一部改定
- 14 令和5年4月1日 一部改定

(別表)

出捐金及び賛助会費

(1口：10万円)

区分	出捐金	年会費
特号会員	30口	30口以上
1号会員	30口	10口以上
2号会員	5口	5口以上
3号会員	----	2口以上

個人会員会費

区分	年会費
一般会員	10,000円
学生会員	5,000円